



受配者指定寄付金制度の利用要件と対象学校

1. 事業団が取り扱う受配者指定寄付金の要件

企業等法人からの寄付金を受配者指定寄付金として取り扱うためには、以下の(1)～(6)の要件をすべて満たす必要がありますので、ご注意ください。

《事業団が取り扱う寄付金の要件》

(1) 広く一般に募集され、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと。

① 寄付者が当該寄付により特別な利益※を受けていないこと。

(ただし、原則として、施設・設備、寄付講座等に寄付者名を付したことで、寄付者が特別の利益を受けることには該当しません)

② 寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと。

③ 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと。

(なお、一社からのみの寄付で、学校等の新設や移転に伴う大規模な寄付事業に充てられるものについては、事前にご相談ください。)

※特別な利益を受けるとは…たとえば、寄付者に対して当該寄付によって学校法人の役員等への就任、施設の優先的な利用、資産の譲渡、教育研究の成果物が寄付企業に帰属する等の対価を約束すること等が該当します。

(2) 教育の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で、**緊急を要するものに充てられることが確実であること。**

(3) 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金ではないこと。

(4) すでに事業が終了している事業に充てる寄付金ではないこと。

(5) 原則として、一口の寄付金額が、2,000円以上であること。

(6) 以下に掲げる事業のための寄付金であること。

(ア) 敷地、校舎その他付属設備の取得費

(イ) 教育研究に要する経常的経費

(ウ) 寄付講座及び寄付研究部門における教育研究の実施に伴う経費をまかなうことを目的として設定される基金

(エ) 学費の貸与または給付を目的として設定される基金

(オ) 教育研究に直接必要な資金の交付を行うことを目的として設定される基金

(カ) (ア)及び(イ)に要した借入金の返済の費用

(キ) 現物寄付

(ク) 新たに設置しようとする学校または専修学校の校地、校舎その他付属設備を取得するための資金

(ケ) 新たな学校を設置するために必要な開設年度の経常経費

※(キ)(ク)(ケ)については別途要件があります。詳しくはP18をご覧ください。

■ 個人からの寄付金の取り扱いについて

個人からの寄付金については、受配者指定寄付金と同様の税の優遇措置を受けることができる制度(特定公益増進法人に対する寄付金)があり、また、一定の要件を満たす学校法人には税額控除の選択が可能となる制度も用意されているため、原則として事業団では取り扱わないこととしています。

2. 受配者指定寄付金の利用対象学校

- (1) 私立学校法第3条に規定する既設の学校法人(専修学校を設置する法人を含む。以下同じ。)が設置する学校教育法第1条に規定する学校(大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び(2)に記載する認定こども園をいう。以下同じ。)及び同法第124条に規定する専修学校(授業時間数が2,000時間以上の高等課程または授業時間数が1,700時間以上の専門課程を設置するものに限る。以下同じ。)
- (2) 学校法人が設置する、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園。
- (3) 既設の学校法人が新たに設置する学校教育法第1条に規定する学校(大学の学部・学部の学科、大学院及び大学院の研究科、短期大学の学科並びに高等専門学校の学科を含む。)及び同法第124条に規定する専修学校。

(3)注 **事前に**寄付金募集のための寄附行為変更認可を受ける必要があります。詳しくはP.20をご参照ください。

※各種学校は対象となりません。

【対象外となる学校法人】

次の(1)～(4)のいずれかに該当する学校法人は、原則として受配者指定寄付金の対象とはなりません。

- (1) 役員間、教職員間またはこれらの者の間において訴訟係属中その他内紛があり寄付事業の適正な執行を期しがたいもの。
- (2) 破産宣告を受けている、若しくは負債総額が資産総額を上回るもの。または銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫しているもの。
- (3) 法令に違反し、または法令に基づく所轄庁の処分に違反し、相当期間を経過していないもの。
- (4) 管理運営に関する事務処理が著しく適正を欠き、寄付事業の適正な執行を期しがたいもの。

新たに学校法人を設立する場合の取り扱いについて

新たに学校法人を設立し、新たに学校を設置するための寄付金については、財務省が直接審査(個別指定)をするため**事業団では取り扱いません**。また、設立準備財団等を設立して学校法人を立ち上げる場合も同様に取り扱いません。個別指定を受ける手続き等につきましては、学校法人の設立認可に係る所轄庁にお問い合わせください。